

土地利用基本計画書の概要

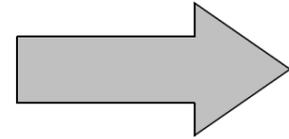
1. 土地利用の基本方向

(1) 県土利用の基本方向

ア 県土を取り巻く条件の変化

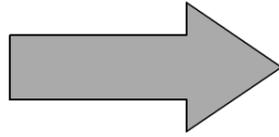
- ・人口減少、少子高齢化
- ・自然環境や景観の保全、安全に対する意識の高まり
- ・大規模地震発生の懸念
- ・地球温暖化の進行

- ・雇用、消費の県外流出
- ・都市化進展の緩和
- ・市街地空洞化の懸念



イ 課題

- ・県土のさらなる有効利用
- ・県土利用の質的向上
- ・次世代に引き継げる持続可能な県土管理



ウ 基本方針

自然と調和する県土利用

- ・歴史的風土、自然環境の保全
- ・人の営みと自然との調和
- ・良好な景観の保全・形成

安全で安心できる県土利用

- ・防災拠点の確保等安全性の向上
- ・減災を意識した土地利用の推進
- ・森林の公益的機能の維持・向上

経済活性化につながる県土利用

- ・産業集積を考慮した企業等立地の推進及び立地しやすい環境づくり
- ・道路網の整備推進
- ・観光客が滞在、周遊しやすいもてなし環境の整備促進
- ・優良な農用地の確保、森林の木材生産等機能の維持・向上

利便性と快適性のあるまちづくり

- ・広域的な視点に立った自律性のあるまちづくりの推進
- ・主要駅を中心とした市街地の整備推進
- ・ゆとりある良好な住環境づくりとまちなか居住促進

(2) 地域別の土地利用の基本方向

—— 地域特性を活かした県土の均衡ある発展 ——

大和平野地域

- ・奈良らしい歴史的風土の保全と活用
- ・幹線道路等整備推進と工業系、商業系土地利用の推進
- ・主要駅周辺の多様な都市機能を有する市街地の整備の推進
- ・大都市近郊を活かした高収益農業の展開
- ・身近な緑地空間の保全と総合的な治水対策

五条・吉野地域

- ・文化遺産と良好な自然の保全及びこれらを活用した観光拠点の形成
- ・京奈和道等幹線道路を活かした企業立地の推進
- ・果樹等生産の振興
- ・森林の公益的機能の発揮に向けた整備・保全
- ・県産材の安定供給体制の整備
- ・都市住民との交流の場の形成

大和高原地域

- ・良好な自然の保全とこれらを活用した観光拠点の形成
- ・幹線道路を活かした企業立地の推進
- ・高原野菜等生産性の高い農業の展開と畜産振興
- ・森林の公益的機能の発揮に向けた整備・保全
- ・県産材の安定供給体制の整備
- ・都市住民との交流の場の形成

2. 土地利用の調整

(1) 土地利用の原則（五地域）

都市地域

- 一体の都市として総合的に開発、整備及び保全を図る地域
- ・安全性、快適性、利便性等に配慮した計画的な市街地の整備
 - ・緑地、水辺等良好な都市環境の保全

農業地域

- 農業振興を図る地域
- ・優良な農用地の保全、計画的な基盤整備と効率的な利用
 - ・農用地の地域活性化に向けた有効利用（農用地区域を除く）

森林地域

- 森林の有する諸機能の維持・増進を図る地域
- ・森林の利用目的に応じた適正な保全と整備

自然公園地域

- すぐれた自然の風景地の保護及び利用の増進を図る地域
- ・優れた自然の保護と適正な利用

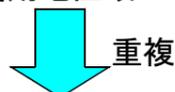
自然保全地域

- 自然環境の保全を図る地域
- ・将来に継承できるよう積極的な保全

(2) 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

【記述例】

（ 都市地域の市街化調整区域 (A) ）
 （ 農業地域の農用地区域 (B) ）



農用地としての利用を優先

